

木を使うことが、
森を未来につなぐ。

やまなしの
森林が育む
持続可能な
社会へ

やまなし県産材利用 CO₂貯蔵建築物 認定制度

地域の木で
つくる、
やさしい未来



※掲載している建築物画像はイメージです。

対象となる方

- ・県内外で非住宅建築物を建築する施主
(法人・団体・個人事業主など)

※国、地方公共団体等を除きます。

対象となる建築物

- ・県産材を利用して木造化又は木質化を
行う非住宅建築物
- ・令和8年4月1日以降に着工する建築物

対象となる建築物の例



店舗



福祉施設



事務所



工場



医療施設



その他

認定の要件

木造化の場合



構造材および
内外装材への
県産材の利用量が

10m³以上

木質化の場合



内外装材への
県産材の利用面積が

20m²以上

評価ランク (地域産業への貢献度評価)

5つの評価項目を点数化し、合計点に応じて評価ランクを
付与します。



10点未満



10点以上
25点未満



25点以上

主な評価項目

- 1 県産材利用量
- 2 耐火建築物への該当性 (木造化のみ)
- 3 建築物木材利用促進協定の締結状況
- 4 県内加工された県産材の利用
- 5 県産木製什器類の設置状況

認定されると



CO₂貯蔵量を見える化

県産材利用によるCO₂貯蔵量を認定し
ます。



認定書を交付

認定の証として認定書を交付します。



木製プレートを交付

認定内容を記載した木製プレートを交付
します。プレート画像はイメージです。
※上限10件・申請受付順



県ホームページ等でPR

認定建築物として県ホームページ等
で紹介します。

申請の流れ

1 申請書の提出



必要書類を申請先
へ提出します。

2 審査



提出いただいた書
類を審査します。

3 CO₂貯蔵量の算定



県産材の利用による
貯蔵量を算定します。

4 評価・認定



地域産業への貢献度
を評価し、認定しま
す。

5 認定書等の交付



認定書・木製プレ
ートを交付します。

6 公表



県ホームページ等で公
表します。

募集期間

令和8年
7月22日 (水)
～ 令和9年
2月5日 (金)

申請先・お問い合わせ先

※建築予定地により提出先が異なります。

中北管内

- ・甲府市・韮崎市
- ・南アルプス市
- ・北杜市・甲斐市
- ・中央市・昭和町

中北林務環境事務所
☎0551-23-3088

峡東管内

- ・山梨市
- ・笛吹市
- ・甲州市

峡東林務環境事務所
☎0553-20-2721

峡南管内

- ・市川三郷町
- ・富士川町
- ・早川町
- ・身延町
- ・南部町

峡南林務環境事務所
☎055-240-4167

富士・東部管内

- ・富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村

富士・東部林務環境事務所
☎0554-45-7812

建築予定地が 山梨県外の場合

(一社)山梨県木材協会
〒400-8501
甲府市徳行4-11-20
山梨県林業会館内

☎055-228-7339

<https://y-wood.com/>

制度の詳細・申請様式はこちら



山梨県 CO₂貯蔵建築物 検索

その他 お問い合わせについて

山梨県森林環境部林業振興課
木材資源活用担当
TEL 055-223-1653

豊かな森林を、次の世代へ